

桐生市議会基本条例

検証報告書

令和 7 年 3 月

議会改革調査特別委員会

目 次

1	検証に至った経緯について	P 1
2	検証体制について	P 1
3	検証の取組状況について	P 1
4	検証方法について	P 2
5	検証結果について	P 3 ～ P 1 6

1 検証に至った経緯について

議会基本条例達成状況検証実施要領に基づき、議会改革に関する調査を付託されている議会改革調査特別委員会が検証を行うものとした。

2 検証体制について

議会改革調査特別委員会 7名

委員長	近藤芽衣	議員	副委員長	園田基博	議員
委員	飯島英規	議員	委員	歌代公司	議員
委員	北川久人	議員	委員	田島忠一	議員
委員	佐藤光好	議員			

3 検証の取組状況について

会議回数	開催年月日	検証内容
1	R 7 . 2 . 2 8	正副委員長が作成した桐生市基本条例検証報告書（案）を委員に配付し、各委員持ち帰り、意見のある委員は、随時、正副委員長に提出することとした。
2	R 7 . 3 . 1 2	正副委員長が作成した桐生市基本条例検証報告書（案）について協議し、原案のとおりとすることで承認を得た。

4 検証方法について

議会基本条例の検証にあたっては「議会基本条例達成状況検証実施要領」に基づき達成状況および管理について、段階を定めて検証を行うこととした。

(P17.「議会基本条例達成状況検証実施要領」を参照)

- ・評価の段階、評価の管理について

【議会基本条例達成状況検証実施要領 抜粋】

第3条 議会基本条例の検証は、次に掲げる事項のとおり実施するものとする。

- (1) 検証は、原則として、各条項号ごとに行うものとする。
- (2) 検証は、次の3段階の評価とし、評価に際しては、検証の内容及び理由等を記載するものとする。
 - A：達成 … 当該条項は概ね(8割程度)その目的を達成した。
 - B：一部達成 … 当該条項は一部(5割程度)その目的を達成した。
 - C：未達成 … 当該条項は、目的を達成できなかった。(3割以下)
 - ―：対象外 … 当該条項は、検証の対象外とする。
- (3) 評価の管理は、次のとおり行うものとする。
 - 1：条文に従い、これまでどおり取り組んでいく。
 - 2：達成に向けて今後の取組を検討する。
 - 3：条文の改正を検討する。
 - 4：その他

前文

—

地方分権時代において、地方公共団体の自己決定、自己責任の範囲が拡大されるなかで、地方自治の進展を図るためには、市民と自治体との信頼関係、協働の精神が不可欠となっています。

そして、二代表制の下で、ともに市民の負託を受けた市長と議会が、緊張関係を保ちながら、それぞれの職責を担い、市民の代表として市民の意思を把握して行政に反映し、市民福祉の増進と市政の発展に努めることが求められています。

とりわけ、議会において、時代に合った市民が求める議会のあり方を目指すとき、「市民に開かれた議会」と「議会への市民参加」を促進するとともに、議会としての政策立案能力を高めていくことが重要な課題となっています。

そのために議会は、正確な情報を市民と共有するための積極的な情報公開を行うとともに、多様化する市民ニーズを的確に把握し、政策提言を行うための仕組みづくりを実現する必要があります。また、議員は、議会改革を推進するとともに、自らの役割と責任を明確にすることが求められています。

このような認識の下、桐生市議会は先人が築いた歴史と伝統を受け継ぎ、不断の改革に努め、市民の代表として創意工夫を重ね、行動する議会として市民とともに「桐生らしい地域の主体性」を高めることを決意し、全力をもって、市民の負託に応えるため、ここにこの条例を制定します。

取組状況 課題	条例の根幹であり、文言や内容に問題はないため、対象外とする。	段階	管理
		—	1

第1章 総則

目的

第1条

この条例は、議会の基本理念に基づき、議会及び議員の活動原則、市民と議会の関係、市長と議会の関係等の議会に関する基本的な事項を定め、二代表制の下、議会の果たすべき役割と責任を明確にすることで、桐生らしい地方自治を実現することを目的とします。

取組状況 課題	条例の根幹であり、文言や内容に問題はないため、対象外とする。	段階	管理
		—	1

基本理念

第2条

議会は、市民の幸せを実現するための議決機関として、更なる市政の発展を目指すものとします。

取組状況
課題

条例の根幹であり、文言や内容に問題はないため、対象外とする。

段階

管理

—

1

第2章 議会の活動原則

情報公開の徹底

第3条

議会は、正確な情報を市民と共有し、開かれた議会を実現するため、議会活動に関する情報公開を徹底します。

取組状況
課題

インターネット中継、SNS 等による情報発信、政務活動費の収支報告書や委員会の行政視察報告などのホームページ公開など、開かれた議会を目指した取り組みが進んでいる。

段階

管理

A

1

市民参加の促進

第4条

議会は、市民と協働によるまちづくりを進めるため、市民の声を反映する仕組みづくりに努めます。

取組状況
課題

市民の声を反映する仕組みとして、市議会モニター、議会報告会・意見交換会、まちづくり討論会、出前講座などの仕組みが整っている。令和5年5月8日より新型コロナウイルス感染症の感染症法上の分類が5類に移行されたことから、令和5年度・6年度において各種取組を行い、議会活動に市民意見を反映することができた。

段階

管理

A

1

市長等との関係

第5条

議会は、市長及び執行機関の職員（以下「市長等」という。）と常に緊張ある関係を保持し、事務の執行の監視と評価を行うとともに、政策立案や政策提言を通じて市政の発展に取り組みます。

取組状況
課題

常任委員会・特別委員会で政策立案や提言を行っており、議会全体として当初予算に対する要望書の提出も行っている。今後も市長等との関係において、事務の執行の監視と評価を適切に行っていく。

段階

管理

A

1

議会改革と議会機能の強化・充実

第6条第1項

議会は、時代に即応した議会改革を進め、議会機能の強化・充実を図ります。

取組状況 課題	議会機能の強化・充実を図るため、議会改革調査特別委員会を設置し、議会改革実施計画に則って、継続的に時代に即応した議会改革に取り組んでいる。 令和5年度・6年度の実施事項 ・議会報告会・意見交換会の開催内容の見直し ・政務活動費の手引きの見直し ・タブレット端末・ペーパーレス会議システムの導入	段階	管理
		A	1

第6条第2項

議会は、社会環境、経済情勢等の変化により生じる市政の課題や市民要望に適切かつ迅速に対応するため、継続的な議会改革に取り組めます。

取組状況 課題	様々な課題や市民要望に対応するため、議会改革実施計画に則って、継続的な議会改革に積極的に取り組んでいる。	段階	管理
		A	1

災害対応

第6条の2

議会は、災害時において、市民の生命、財産及び生活を守り、議会機能を維持するとともに、市長等を支援するため、次のとおり対応します。

取組状況 課題	文言や内容に問題はないため、評価対象外とする。	段階	管理
		—	1

第6条の2第1号

議会は、必要に応じて、災害時の対応をする組織を設置します。

取組状況 課題	令和2年に策定された「桐生市議会業務継続計画（議会BCP）」に基づき、桐生市議会対策支援本部を設置できるような仕組みが出来ている	段階	管理
		A	1

第6条の2第2号

議会は、議会及び議員の対応及び行動基準を定めます。

取組状況 課題	「桐生市議会業務継続計画（議会BCP）」において、行動基準を定めている。	段階	管理
		A	1

第3章 議員の活動原則

議員の役割と責任の明確化

第7条

議員は、市民の負託に応え、信頼される議員を目指すため、自らの役割と責任を明確にします。

取組状況 課題	議員ひとりひとりが信頼される議員を目指し、自らの役割や責任を明確にするよう努力している。今後、さらに信頼される議員を目指し努力を重ねていく。	段階	管理
		B	1

政治倫理条例の遵守

第8条

議員は、市民全体の代表者として、誠実かつ公正に職務を遂行し、人格と倫理の向上に努めるとともに、民主的な市政発展に寄与するため、桐生市議会議員政治倫理条例(平成22年桐生市条例第32号)を遵守します。

取組状況 課題	政治倫理条例は議員全員が遵守しており、これからも条文を遵守し、議員としての職務の遂行や人格の向上に努力する。	段階	管理
		A	1

市民意見の尊重と市民福祉の向上

第9条

議員は、市民の多様な意見を的確に把握し、政策提言等を行うことにより、市民福祉の向上を目指して活動します。

取組状況 課題	議員ひとりひとりが条文のとおりに取り組んでおり、さらに市民福祉の向上を目指して議員として努力を重ね、活動を行っていく必要がある。	段階	管理
		B	1

第4章 市民に開かれた議会

インターネット等の活用

第10条

議会は、インターネット等の多様な情報媒体を有効に活用し、情報の発信に努めるとともに、それらの有効な活用に関して、継続的な調査・研究を実施します。

取組状況 課題	議会のインターネット中継のほか、エックス（旧ツイッター）、フェイスブック及びライン等のSNSによる情報発信を行っている。 議会モニターの意見により、インターネット中継の一般質問のページにおいて、質問者と質問内容を一致しやすくするため、議員の顔写真を追加した。	段階	管理
		A	1

議会報告会の実施

第11条

議会は、原則として定例会ごとに議員による議会報告会を開催します。

取組状況 課題	令和5年5月8日より新型コロナウイルス感染症の感染症法上の分類が5類に移行されたことから、定例会ごとに議会報告会を開催した。 しかし、開催形式等に課題も見受けられるため、より住民のニーズに応えられるよう、条文の改正も含め開催形式を検討していく必要がある。	段階	管理
		A	3

議会広報及びホームページの充実

第12条第1項

議会は、議会広報の内容及び紙面の構成を含めて、見やすく、市民に愛される議会広報づくりを目指します。

取組状況 課題	令和3年2月1日号より、市議会だよりをよりわかりやすく、読みやすい形にリニューアルした。その内容は下記のとおり。 ①ユニバーサルデザインフォントを使用し、文字を大きくし、見やすくした。 ②二次元コードを掲載 ③実際に一般質問をしている時の写真を掲載 ④本会議の概要に加え、委員会の概要も掲載。 今後も市民に愛される議会広報づくりを目指し、改善に努めていく。	段階	管理
		A	1

第 12 条第 2 項 議会は、ホームページを活用し、情報公開に取り組めます。				
取組状況 課題	条文のとおり、ホームページを活用している。今後も、より多くの市民に見ていただけるような検討も行い、ホームページを活用した情報公開に取り組んでいく。	段階	管理	
		A	1	
議長記者会見の実施				
第 13 条 議会は、必要に応じて議長の記者会見を実施します。				
取組状況 課題	条文のとおり、必要に応じて実施している。	段階	管理	
		A	1	

議会への市民傍聴の促進

第 14 条

議会は、多くの市民傍聴を促進するための研究を進めます。

取組状況 課題	令和 2 年度に桐生市議会傍聴規則を改正し、市民にとって親しみやすく気軽に傍聴できる環境を整えている。 また、傍聴者には議案参考資料等の資料提供を行っている。	段階	管理
		A	1

採決の明確化

第 15 条第 1 項

議会は、採決の明確化を図るため、原則として各議員の採決に関する表決を公開します。

取組状況 課題	ホームページや市議会だよりにて、すでに公開している。	段階	管理
		A	1

第 15 条第 2 項

議会は、電子採決導入について、調査・研究します。

取組状況 課題	新庁舎建設にあたって、新議場での電子採決について調査・研究を行った結果、電子採決できる機器導入の要望はしないこととなった。ただし、電子採決そのものについては、今後も調査研究を続けていく。	段階	管理
		A	1

第 5 章 議会への市民参加

積極的な市民意見の聴取

第 16 条

議会は、意見提出手続(パブリック・コメントをいう。)を有効に活用するとともに、市民の意見や政策提言を投書や電子メールで募集するなど、市民の意見の聴取を積極的に行います。

取組状況 課題	まちづくり討論会、議会モニター会議、市民アンケート、委員会主催の意見交換会など、様々な方法で市民意見の聴取を積極的に行っている。 なお、令和 5 年度から令和 6 年度までの間、パブリックコメントを必要とする条例策定等はなかった。	段階	管理
		A	1

議会モニターの設置				
第 16 条の 2 議会は、市民からの要望、提言その他の意見を聴取し、議会の運営等に反映させるため、議会モニターを設置します。				
取組状況 課題	令和元年度から本格的に議会モニター制度を導入しており、議会モニターからの意見をもとに、「市議会だより」のリニューアルや、傍聴規則の改正、傍聴者への資料提供、インターネット中継のページに議員の顔写真を追加など、議会運営等に積極的に反映させている。 より良い議会モニター制度となるよう、今後も状況に応じて実施内容の見直しを行っていく必要がある。	段階	管理	
		A	4	
積極的な市民協議の場の開設				
第 17 条 議会は、定例会ごとに議員による意見交換会、まちづくり討論会等を実施するなど、市民との話合いの場を積極的に設けます。				
取組状況 課題	令和 5 年 5 月 8 日より新型コロナウイルス感染症の感染症法上の分類が 5 類に移行されたことから、令和 5 年度・6 年度において定例会ごとに意見交換会を実施し、令和 6 年度にまちづくり討論会を実施した。 しかし、開催形式等に課題も見受けられるため、より良い市民との話合いの場になるよう、条文の改正も含め開催形式を検討していく必要がある。	段階	管理	
		A	3	
請願趣旨の聴取				
第 18 条第 1 項 議会は、紹介議員から請願趣旨の聴取を行います。				
取組状況 課題	条文のとおり、請願趣旨の聴取を行っている。	段階	管理	
		A	1	
第 18 条第 2 項 議会は、委員会が必要とするときには、請願提出者に趣旨の説明をしてもらう機会を設けます。				
取組状況 課題	条文のとおり、委員会が必要と認めた場合は趣旨説明の機会を設けている。	段階	管理	
		A	1	

第 6 章 市長と議会の関係

政策提案の説明

第 19 条第 1 項

議会は、市長が議会に提案する政策について、その政策の水準を高めるため、市長に対して次に掲げる事項について審議に必要な説明を求めるものとします。

取組状況 課題	文言や内容に問題はないため、評価の段階は対象外とする。	段階	管理
		—	1

第 19 条第 1 項第 1 号

政策の根拠及び提案に至るまでの経緯

取組状況 課題	当局からの説明はすでに行われており、今後も継続するよう求めているが、必要に応じて検討も行う。	段階	管理
		A	1

第 19 条第 1 項第 2 号

総合計画及び実施計画における位置付け

取組状況 課題	議案や予算審議等において明らかにしており、今後も位置付けを明らかにするよう求めている。	段階	管理
		A	1

第 19 条第 2 項

議会は、予算及び決算の議案を議会で審議するに当たっては、前項の規定に準じて、政策別又は事業別の分かりやすい説明を求めるものとします。

取組状況 課題	当局からの説明はすでに行われており、今後も継続するよう求めている。	段階	管理
		A	1

一般質問

第 20 条

議会は、本会議における一般質問を、論点及び争点を明確にするため、一問一答方式により行います。

取組状況 課題	すでに議員全員が一問一答方式で行っている。	段階	管理
		A	1

反問権

第 21 条

本会議及び委員会において議員の質問に対し答弁をする者は、論点を明確にし、議論を深める目的で、議長又は委員長の許可を得て反問することができます。

取組状況 課題	すでに当局に対し門戸を開いている。	段階	管理
		A	1

第 7 章 議会の活性化

監視・評価機能の充実

第 22 条

議会は、市民の立場に立ち、市長その他の執行機関と対等な関係を保持し、監視及び評価機能を充実します。

取組状況 課題	一般質問や議案質疑等を通じて行っており、機能の充実に努めている。	段階	管理
		A	1

政策評価の研究

第 23 条

議会は、議会による政策評価を研究します。

取組状況 課題	「政策評価」については、議会からの当初予算要望に対し、当局から取組状況の報告を受けて、内容を確認している。	段階	管理
		A	1

議決事件の追加

第 24 条

議会は、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 96 条第 2 項の規定による議決すべき事件については、別に条例で定めます。

取組状況 課題	「桐生市議会の議決すべき事件を定める条例」を平成 31 年に策定し、令和 3 年度に取扱いの見直しを行い、令和 4 年度から変更している。	段階	管理
		A	1

政策立案機能の充実

第 25 条第 1 項

議会は、市民福祉の向上のため、政策立案機能を充実します。

取組状況 課題	常任委員会や特別委員会の活動を通じて充実を図っている。	段階	管理
		A	1

第 25 条第 2 項

議会は、自主的な研修会の開催及び各種研修会への参加を積極的に行います。

取組状況 課題	議会全体や委員会、会派における各種研修会等の開催、参加は積極的に行っている。	段階	管理
		A	1

第 25 条第 3 項

議会は、委員会視察の成果を市長に提言します。

取組状況 課題	委員会の行政視察報告書等を通して行っており、今後も継続して提言していく。	段階	管理
		A	1

第 25 条第 4 項

議会は、市民の声を政策化するため、必要に応じて、市長に対し、予算要望をします。

取組状況 課題	市議会の総意として議会から当初予算要望を市長に提出している。なお、議会からの当初予算要望に対し、当局から取組状況の報告を受けて、内容を確認している。	段階	管理
		A	1

正副議長の立候補制

第 25 条の 2

議会は、正副議長の選出に当たり、議場においてそれぞれの職に立候補する者に対して所信を表明する機会を設けます。

取組状況 課題	条文のとおり、正副議長の立候補制を導入している。	段階	管理
		A	1

委員会の充実

第 26 条

議会は、委員会の充実を図るため、次に掲げる事項を実施します。

取組状況 課題	文言や内容に問題はないため、評価の段階は対象外とする。	段階	管理
		—	1

第 26 条第 1 号

議会は、委員会の所管事務調査を積極的に実施します。

取組状況 課題	積極的に所管事務調査を実施し、委員会提出議案や政策提言等を提出している。	段階	管理
		A	1

第 26 条第 2 号

議会は、委員間討議を常任委員会での審議の中で行います。

取組状況 課題	委員間討議はすべての機会に行われている。	段階	管理
		A	1

会派制

第 27 条第 1 項

議員は、議会活動の円滑化及び効率化を図るため、理念及び政策を共有する者で構成される会派を結成することができます。

取組状況 課題	条文のとおり、会派を結成している。	段階	管理
		A	1

第 27 条第 2 項

会派は、政策決定、政策提言、政策立案等に際して、会派間での調整を行い、合意形成に努めます。

取組状況 課題	条文のとおり、合意形成に努めている。	段階	管理
		A	1

第 27 条第 3 項

会派は、2 名以上の議員をもって構成します。

取組状況 課題	条文のとおり、構成している。	段階	管理
		A	1

第 27 条第 4 項

議長は、必要があると認めるときには、会派の代表者の会議を開催します。

取組状況 課題	条文のとおり、各派代表者会議を開催している。	段階	管理
		A	1

第 27 条第 5 項

議会は、会派の代表者の会議に関し、必要な事項は別に定めます。

取組状況 課題	条文のとおり、桐生市議会各派代表者会議設置規約を定めて運用している。	段階	管理
		A	1

第 8 章 政務活動費

政務活動費の執行等

第 28 条第 1 項

会派又は議員は、政策立案機能及び監視機能の向上等を図るため、桐生市議会政務活動費の交付に関する条例(平成 13 年桐生市条例第 1 号)に基づく政務活動費を活用し、調査研究を行います。

取組状況 課題	条文のとおり、調査研究を行っている。	段階	管理
		A	1

第 28 条第 2 項

会派又は議員は、政務活動費に係る収支報告書を桐生市議会政務活動費の交付に関する条例の規定により、公開します。

取組状況 課題	ホームページにて収支報告書を公開している。	段階	管理
		A	1

第 9 章 議会事務局の体制

議会事務局体制の強化

第 29 条第 1 項

議会は、議会運営を円滑かつ効率的に進めるため、議会事務局の調査機能及び組織体制の強化を図ります。

取組状況 課題	条文のとおり、事務局としての調査機能や体制強化は継続して図られているが、事務局職員一人一人の能力・資質については、組織の一員として機能が発揮できるよう環境整備に努めたい。	段階	管理
		B	1

第 29 条第 2 項

議会は、議会事務局の法務機能の強化を図ります。

取組状況 課題	議会事務局職員は、当局が主催する法制執務研修や行政訴訟・法律問題対応研修を積極的に受講し、法務能力を高めている。	段階	管理
		B	1

第 10 章 雑則

見直し手続

第 30 条

議会は、議会基本条例の理念、目的に沿い、達成状況を定期的に検証し、必要に応じて条例の改正も含め、適切な措置を講じます。

取組状況 課題	令和 6 年度に議会改革調査特別委員会にて達成状況の検証を実施した。	段階	管理
		A	1

まとめ

評価の段階	項目数（前回）	項目数（今回）
A：達 成	4 4	4 4
B：一部達成	4	4
C：未 達 成	0	0
－：対 象 外	6	6

評価の管理	項目数（前回）	項目数（今回）
1：条文に従い、これまでどおり取り組んでいく。	5 4	5 1
2：達成に向けて今後の取組を検討する。	0	0
3：条文の改正を検討する。	0	2
4：その他	0	1

今回の検証結果は、「評価の段階」については、前回の検証（令和 5 年 3 月）から変更がなかった。

「評価の管理」については、条文の改正を含めて開催形式の見直しをしていく必要があると考えられることから、第 11 条の議会報告会と第 17 条の意見交換会、まちづくり討論会の 2 項目を「1：条文に従い、これまでどおり取り組んでいく。」から「3：条文の改正を検討する。」に変更した。

また、第 16 条の議会モニターの項目については、既に議会モニター制度を実施している状況ではある。しかしながら、条文の改正までは必要ないものの、より良い議会モニター制度となるよう、今後も状況に応じて実施内容の見直しが必要であると考えられるため、「1：条文に従い、これまでどおり取り組んでいく。」から「4：その他」に変更した。

今後も時代にあった市民の求める議会のあり方を目指し、議会改革に取り組んでまいりたい。